

入院者訪問支援事業のご案内

兵庫県では、事業の一部を「兵庫県精神保健福祉士協会（本事業事務局）」に委託しておこないます。本県の事業実施についての概要をまとめましたので参照ください。

●入院者訪問支援事業とは

- ・関係法令：精神保健福祉法 第35条の2
- ・目的：精神科病院入院者の自尊心低下・孤独感の軽減、困りごとの解消等
- ・内容：「対象者」の希望に応じて、「入院者訪問支援員」を派遣し、入院生活に関する内容一般的な相談の傾聴および必要な情報提供を行う。

●入院者訪問支援員（以下、支援員）とは

- ・支援員：国で標準化された研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者。
*研修受講に際し、特段の資格は不要である。
- ・役割：対象者からの希望に応じて病院を訪問し、傾聴のほか、入院生活に関する相談や、必要な情報提供を行う。
対象者が自分で意思表示できるよう応援したり、対象者の権利擁護のための活動を行う役割（アドボケイト）であるため、支援員が対象者に変わって、困りごとを解決したり、支援員自らサービスを調整、提供することはできない。

●対象者 * 対象者は今後拡大する可能性があります。

- 1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
 - * 対象者が任意入院等へ入院形態が変更となった場合は、支援員による訪問は継続して行います。
 - * 対象外の入院者から本事業利用の希望があった際は事務局にご相談ください。

●支援員の訪問について

- ・支援員の訪問は、火曜日もしくは木曜日で、支援員は2名1組で訪問します。
- ・面会時間は1回30分程度です。
- ・支援員には守秘義務がかせられています。相談した内容は対象者の希望なく、病院へお伝えすることはできません。
- ・対象者が希望した場合は、相談内容のフィードバックや、支援員が対象者が病院職員へ話をする場に立ち会うことがあります。
- ・訪問の日程調整については、対象者へ病院と直接やり取りをしていいか確認を取り、訪問日時を調整させていただきます。

●訪問までの流れ

①事業のお知らせ

市町より対象者へ、チラシを用いて本事業の情報提供を行います。対象者の状態が落ち着いたタイミングで再度、病院からも本事業の案内をお願いします。

②面会申込

対象者が本事業の利用希望を申し出た場合は、対象者自ら事務局に連絡することを促すとともに、必要なフォローをお願いします。

③申込方法

申込方法は電話、郵送、メールの3種類です。入院者訪問支援事業事務局までご連絡下さい。

④日程調整

事務局で訪問する支援員2名と、訪問日時の調整を行います。

●連絡先

«支援員の派遣に関すること、日程調整に関すること»

兵庫県精神保健福祉士協会 入院者訪問支援事業事務局

受付時間：火曜・木曜 11時～14時30分 *祝日、年末年始除く

TEL： 090-6942-1745

Mail： hyogo.nyuuinshahoumonshien@gmail.com

«入院者訪問支援事業に関すること»

◎県管轄病院はこちら↓↓

県福祉部障害福祉課 精神障害福祉班

TEL： (直) 078-362-9498

Mail： shougaika@pref.hyogo.lg.jp

◎神戸市管轄病院はこちら↓↓

神戸市健康局保健所保健課

TEL： 078-322-5271

Mail： seihin_hoken@city.kobe.lg.jp